



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 3 月 23 日 (水曜日) 号外 第 10 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

○宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例… (総合交通課) 2	頁
○宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例… (総務課) 2	

○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (人事課) 3	
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例… (") 3	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例… (財政課) 4	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例 (条例第5号)

1 制定の理由及び主な内容

県内の地域間幹線バス路線及び広域的バス路線について、持続可能な運行形態への転換を支援することにより、県民の移動手段の維持及び確保を図るため、基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第6号)

1 改正の理由及び主な内容

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第7号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県木崎浜サーフィンセンターを公の施設として設置するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第8号)

1 改正の理由及び主な内容

職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第9号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 宮崎県工業技術センター等における機器の追加等に伴い、使用料の新設等を行うこととしました。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、手数料の新設等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 5 号

宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例

(設置)

第 1 条 県内の地域間幹線バス路線及び広域的バス路線について持続可能な運行形態への転換を支援することにより、県民の移動手段の維持及び確保を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県バスネットワーク最適化支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例は、令和10年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 6 号

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し県が実施する施策に協力するとともに、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 51 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し県が実施する施策に協力するとともに、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 51 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第 52 条各号（第 2 号を除く。）に掲げる個人情報</p> <p>(2) [略]</p>

2 [略]	2 [略]
3 第2章(第1節を除く。)の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。 (1) 法律の規定により、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報</u> (2) [略]	3 第2章(第1節を除く。)の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。 (1) 法律の規定により、 <u>個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定を適用しないこととされている保有個人情報</u> (2) [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	[略]		県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	[略]	
			<u>宮崎県木崎浜サーフィセンタ</u>	<u>県民に快適なサーフィン環境を提供するとともに、本県観光の振興に寄与するための施設</u>	<u>宮崎市大字熊野字藤兵衛中州2235番100及び2235番100地先</u>
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u> <u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>	(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては、その養育する子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) [略]

イ・ウ [略]

(部分休業をすることができない職員)

第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 [略]

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては、その養育する子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ・ウ [略]

(部分休業をすることができない職員)

第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 [略]

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

宮崎県知事 河野俊副

宮崎県条例第9号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(8)の2 <u>宮崎県木崎浜サーフィンセンター 木崎浜サーフィンセンター使用料</u></p>
<p>(9)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p>	<p>(9)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p>
<p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(314) [略]</p>	<p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(314) [略]</p> <p>(314)の2 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査 畜舎建築利用計画認定申請手数料</u></p> <p>(314)の3 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</u></p> <p>(314)の4 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 届出前における畜舎等の仮使用認定申請手数料</u></p> <p>(314)の5 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査 認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請手数料</u></p> <p>(314)の6 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査 認定計画実施法人の合併認可申請手数料</u></p> <p>(314)の7 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査 認定計画実施法人の分割認可申請手数料</u></p> <p>(314)の8 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査 畜舎等の敷地等と道路との関係の建築認定申請手数料</u></p>
<p>(315)～(370)の2 [略]</p>	<p>(315)～(370)の2 [略]</p> <p>(370)の3 <u>宮崎県林業技術センターにおいて行う林業用種苗等に関する試験等 林業技術センター手数料</u></p>
<p>(371)～(452) [略]</p>	<p>(371)～(452) [略]</p> <p>(452)の2 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画(以下「マンション管理計画」という。)の認定の申請に対する審査 マンション管理計画認定申請手数料</u></p> <p>(452)の3 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理計画の認定の更新の申請に対する審査 マンション管理計画認定更新申請手数料</u></p> <p>(452)の4 <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条</u></p>

(452)の2～(452)の15 [略]

(453) [略]

2・3 [略]

4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第143号、第143号の2、第143号の6、第145号、第145号の2、第292号、第428号、第428号の2、第428号の3、第429号、第430号、第431号、第432号、第433号及び第436号に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考		
[略]							
8	[略]						
9 工業 技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	分 析 機 械 器 具 一 使 用 料	[略]				[略]	
		カールフィッシャー水分計	[略]				
		分子量分布測定装置	同	3,775円			
		電子線マイクロアナライザー	[略]				
		X線光電子分光分析装置	同	3,460円			
		活性炭賦活装置	同	3,155円			
		[略]					
		浸透圧計	[略]				
		ガラス繊維紡糸装置	同	2,935円			
		[略]					
		金属材料加工機械器具	[略]				
		バンドソー	[略]				
		NC治具中ぐり盤	同	3,445円			
		[略]					
NCワイヤカット放電加工機	[略]						
三次元測定機	同	2,320円					
[略]							

の7第1項の規定に基づくマンション管理計画の変更の認定の申請に対する審査 マンション管理計画変更認定申請手数料

(452)の5～(452)の18 [略]

(453) [略]

2・3 [略]

4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第143号、第143号の2、第143号の6、第145号、第145号の2、第165号、第292号、第428号、第428号の2、第428号の3、第429号、第430号、第431号、第432号、第433号及び第436号に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考		
[略]							
8	[略]						
8の2	シャワー室	1人1回につき	200円	使用前			
木崎浜サーフィンセンター使用料							
9 工業 技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	分 析 機 械 器 具 一 使 用 料	[略]				[略]	
		カールフィッシャー水分計	[略]				
		電子線マイクロアナライザー	[略]				
		[略]					
		浸透圧計	[略]				
		[略]					
		金属材料加工機械器具	[略]				
		バンドソー	[略]				
		[略]					
		NCワイヤカット放電加工機	[略]				
		[略]					

TIG溶接装置	[略]		TIG溶接装置	[略]	
FFTアナライザー	同	610円			
[略]			[略]		
表面粗さ輪郭形状測定システム (輪郭形状測定)	[略]		表面粗さ輪郭形状測定システム (輪郭形状測定)	[略]	
ビデオ信号オシロスコープ	同	1,470円			
金属顕微鏡	[略]		金属顕微鏡	[略]	
CAD・CAM・CAEシステム	同	3,910円			
CAMシステム	同	3,440円			
[略]			[略]		
マイクロピッカース硬度計	[略]		マイクロピッカース硬度計	[略]	
顕微鏡テレビモニターシステム	同	1,260円			
[略]			[略]		
高温拡散炉	[略]		高温拡散炉	[略]	
マスクアライナー	同	1,255円			
レーザードック ブラー振動計	同	1,690円			
プリント基板加工装置	同	1,185円			
CNCスピードストローク研削盤	同	1,485円			
[略]			[略]		
スポット溶接機	[略]		スポット溶接機	[略]	
超純水製造装置	同	535円			
[略]			[略]		
CO2半自動溶接機	同	480円	CO2半自動溶接機	同	755円
[略]			[略]		
スパッタリング装置	[略]		スパッタリング装置	[略]	
電磁波妨害源探査装置	同	610円			
静電気試験器	同	660円			
ネットワークアナライザー	同	530円			
ファーストトランジェント ／バーストイ ミュニティ試	同	530円			

	<table border="1"> <tr><td>装置</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サージミュニティ試験器</td><td>同</td><td>555円</td></tr> <tr><td>データレコーダシステム</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>高周波電流・フリッカ測定装置</td><td>同</td><td>615円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電波暗箱</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>モーションキャプチャー</td><td>同</td><td>3,640円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>CTデータ解析ソフト</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>万能工具研削盤</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>非接触三次元形状測定機</td><td>同</td><td>1,355円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table>	装置			サージミュニティ試験器	同	555円	データレコーダシステム	[略]		高周波電流・フリッカ測定装置	同	615円	[略]			電波暗箱	[略]		モーションキャプチャー	同	3,640円	[略]			CTデータ解析ソフト	[略]		[略]			万能工具研削盤	[略]		非接触三次元形状測定機	同	1,355円	[略]				
装置																																										
サージミュニティ試験器	同	555円																																								
データレコーダシステム	[略]																																									
高周波電流・フリッカ測定装置	同	615円																																								
[略]																																										
電波暗箱	[略]																																									
モーションキャプチャー	同	3,640円																																								
[略]																																										
CTデータ解析ソフト	[略]																																									
[略]																																										
万能工具研削盤	[略]																																									
非接触三次元形状測定機	同	1,355円																																								
[略]																																										
	<table border="1"> <tr><td>データレコーダシステム</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電波暗箱</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>CTデータ解析ソフト</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>ループアンテナ</td><td>同</td><td>385円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>万能工具研削盤</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table>	データレコーダシステム	[略]		[略]			電波暗箱	[略]		[略]			CTデータ解析ソフト	[略]		ループアンテナ	同	385円	[略]			万能工具研削盤	[略]		[略]																
データレコーダシステム	[略]																																									
[略]																																										
電波暗箱	[略]																																									
[略]																																										
CTデータ解析ソフト	[略]																																									
ループアンテナ	同	385円																																								
[略]																																										
万能工具研削盤	[略]																																									
[略]																																										
	<table border="1"> <tr><td>食品関係機械器具</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>スモークハウズ</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>遠赤外線乾燥装置</td><td>同</td><td>1,320円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アミノ酸分析計</td><td>同</td><td>2,180円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ケルダール自動式窒素/蛋白質蒸留滴定装置</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>微生物熱量計</td><td>同</td><td>395円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搾汁機</td><td>同</td><td>625円</td></tr> <tr><td>小型ろ過機</td><td>同</td><td>655円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロチップ電気泳動装置</td><td>[略]</td><td></td></tr> </table>	食品関係機械器具	[略]		スモークハウズ	[略]		遠赤外線乾燥装置	同	1,320円	[略]			アミノ酸分析計	同	2,180円	[略]			ケルダール自動式窒素/蛋白質蒸留滴定装置	[略]		微生物熱量計	同	395円	[略]			搾汁機	同	625円	小型ろ過機	同	655円	[略]			マイクロチップ電気泳動装置	[略]			
食品関係機械器具	[略]																																									
スモークハウズ	[略]																																									
遠赤外線乾燥装置	同	1,320円																																								
[略]																																										
アミノ酸分析計	同	2,180円																																								
[略]																																										
ケルダール自動式窒素/蛋白質蒸留滴定装置	[略]																																									
微生物熱量計	同	395円																																								
[略]																																										
搾汁機	同	625円																																								
小型ろ過機	同	655円																																								
[略]																																										
マイクロチップ電気泳動装置	[略]																																									
	<table border="1"> <tr><td>食品関係機械器具</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>スモークハウズ</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アミノ酸分析計</td><td>同</td><td>2,535円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ケルダール自動式窒素/蛋白質蒸留滴定装置</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搾汁機</td><td>同</td><td>630円</td></tr> <tr><td>小型ろ過機</td><td>同</td><td>660円</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロチップ電気泳動装置</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>卓上型缶詰巻締め機</td><td>同</td><td>185円</td></tr> </table>	食品関係機械器具	[略]		スモークハウズ	[略]		[略]			アミノ酸分析計	同	2,535円	[略]			ケルダール自動式窒素/蛋白質蒸留滴定装置	[略]		[略]			搾汁機	同	630円	小型ろ過機	同	660円	[略]			マイクロチップ電気泳動装置	[略]		卓上型缶詰巻締め機	同	185円					
食品関係機械器具	[略]																																									
スモークハウズ	[略]																																									
[略]																																										
アミノ酸分析計	同	2,535円																																								
[略]																																										
ケルダール自動式窒素/蛋白質蒸留滴定装置	[略]																																									
[略]																																										
搾汁機	同	630円																																								
小型ろ過機	同	660円																																								
[略]																																										
マイクロチップ電気泳動装置	[略]																																									
卓上型缶詰巻締め機	同	185円																																								
	[略]																																									
	[略]																																									
14 木材利用技術センター使用料	<table border="1"> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フィンガーコンポーザ</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>グルーアブリケーター</td><td>同</td><td>1,125円</td></tr> <tr><td>タ</td><td></td><td></td></tr> </table>	[略]			フィンガーコンポーザ	[略]		グルーアブリケーター	同	1,125円	タ				[略]																											
[略]																																										
フィンガーコンポーザ	[略]																																									
グルーアブリケーター	同	1,125円																																								
タ																																										
	<table border="1"> <tr><td>14 木材利用技術センター使用料</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>フィンガーコンポーザ</td><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	14 木材利用技術センター使用料	[略]		フィンガーコンポーザ	[略]						[略]																														
14 木材利用技術センター使用料	[略]																																									
フィンガーコンポーザ	[略]																																									

グルーブレッダ	同	2,800円
[略]		
ほぞ取盤	[略]	
精密試料切断機	同	345円
ロータリーレース	同	20,905円
[略]		

[略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
2 行政 書士試 験手数 料		1 件につ き	7,000円	
[略]				
23 電気 工事士 免状書 換え手 数料		1 件につ き	2,100円	
[略]				

50 製造 保安責 任者又 は販売 主任者 試験手 数料	製造 保安責 任者免状に 係るもの	1 件につ き	9,300円 (情 報通信技術を 活用した行政 の推進等に関 する法律 (平 成14年法律第 151号) 第6 条第 1 項の規 定により同項 に規定する電 子情報処理組 織を使用して 受験願書を提 出する場合 (以下「電子情 報処理組織に より受験願書 を提出する場 合」という。) にあっては 、8,800円)
	丙種化学責 任者免状に 係るもの	同	8,700円 (電 子情報処理組 織により受験 願書を提出す る場合にあっ ては、8,200 円)
	乙種機械責 任者免状に 係るもの	同	9,300円 (電 子情報処理組 織により受験 願書を提出す る場合にあっ

[略]		
ほぞ取盤	[略]	
[略]		

[略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
2 行政 書士試 験手数 料		1 件につ き	10,400円	
[略]				
23 電気 工事士 免状書 換え手 数料		1 件につ き	2,700円	
[略]				

50 製造 保安責 任者又 は販売 主任者 試験手 数料	製造 保安責 任者免状に 係るもの	1 件につ き	11,600円 (情 報通信技術を 活用した行政 の推進等に関 する法律 (平 成14年法律第 151号) 第6 条第 1 項の規 定により同項 に規定する電 子情報処理組 織を使用して 受験願書を提 出する場合 (以下「電子情 報処理組織に より受験願書 を提出する場 合」という。) にあっては 、11,100円)
	丙種化学責 任者免状に 係るもの	同	10,300円 (電 子情報処理組 織により受験 願書を提出す る場合にあっ ては、9,800 円)
	乙種機械責 任者免状に 係るもの	同	11,600円 (電 子情報処理組 織により受験 願書を提出す る場合にあっ

				ては、 <u>8,800</u> 円)					ては、 <u>11,100</u> 円)		
		第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	同	<u>9,300</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,800</u> 円)					<u>11,600</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>11,100</u> 円)		
		第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	同	<u>8,700</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,200</u> 円)					<u>10,300</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>9,800</u> 円)		
	販売主任者試験	第一種販売主任者免状に係るもの	同	<u>7,900</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,400</u> 円)					<u>9,000</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,500</u> 円)		
		第二種販売主任者免状に係るもの	同	<u>6,200</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>5,700</u> 円)					<u>7,200</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>6,700</u> 円)		
[略]					[略]						
59	液化石油ガス販売事業者保安確保機器等認定申請手数料	一般消費者等の数	1万戸以上	同	<u>110,000</u> 円	59	液化石油ガス販売事業者保安確保機器等認定申請手数料	一般消費者等の数	1万戸以上	同	<u>98,000</u> 円
[略]					[略]						
61	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件につき		<u>1万7,000</u> 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	61	液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料		1件につき		<u>1万5,000</u> 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
[略]					[略]						
70	液化石油ガス設備士試験手数料		1件につき		<u>21,400</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>16,400</u> 円)	70	液化石油ガス設備士試験手数料		1件につき		<u>23,200</u> 円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>18,200</u> 円)

			ては、 <u>20,900</u> 円)				ては、 <u>22,700</u> 円)	
	[略]					[略]		
270 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料	電子線マイクロアナライザー分析	[略]			電子線マイクロアナライザー分析	[略]		
	X線光電子分光分析	定性分析	1点につき	8,540円				
		状態分析	1元素につき	4,730円				
		深さ方向分析	同	12,565円				
	[略]				[略]			
	食品類分析及び試験	[略]			食品類分析及び試験	[略]		
	添加物・微生物試験等	アミノ酸等一斉分析	[略]		添加物・微生物試験等	有機酸等一斉分析	[略]	
						アミノ酸一斉分析	同	33,350円
		[略]				[略]		
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			
292 技能検定試験手数料	実技試験	[略]			実技試験	[略]		
				1 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする <u>35歳未満</u> の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び <u>3の適用を受ける者を除く</u> 。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。				1 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする <u>25歳未満</u> の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び <u>3に掲げる者を除く</u> 。)であって、 <u>雇用保険法(昭和49年法律第16号)第4条第1項に規定する被保険者(以下「雇用保険被保険者」という。)</u>

			<p>2 技能検定3級の実技試験を受けようとする<u>35歳以上</u>の在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（<u>就職している者</u>を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同</p>				<p>であるものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p> <p>2 技能検定3級の実技試験を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（<u>現に雇用されている者</u>を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第</p>
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。3において同じ。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき1万2,100円とする。</p> <p>3 技能検定3級の実技試験を受けようとする<u>35歳未満</u>の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)については、実技試験の手数料の額は1職種につき3,100円とする。</p> <p>4 [略]</p>			<p>66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。3において同じ。)であって、<u>3に掲げる者</u>以外のものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき1万2,100円とする。</p> <p>3 技能検定3級の実技試験を受けようとする<u>25歳未満</u>の在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)であって、<u>雇用保険被保険者であるもの</u>については、実技試験の手数料の額は1職種につき3,100円とする。</p> <p>4 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
314 [略]			314 [略]	<p>314の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1件につき</p>	<p>7,000円 畜舎等の床面積の合計は、当該畜舎等の審査に</p>

		<p>用計画 認定申 請手数 料</p>	<p>3項第4号に掲 げる基準（以下「技 術基準等」という 。）に関する審査 を伴わない場合又 は技術基準等に適 合すると認められ た畜舎建築利用計 画であることを証 明する書類の提出 がある場合</p>		<p>係る部分の床面 積について算定 する。</p>
		<p>技術 基準 等に 関す る審 査を 伴う 場合</p>	<p>床面積の合 計が30平方 メートル以 内</p>	<p>同</p>	<p>14,000円</p>
			<p>床面積の合 計が30平方 メートルを 超え、100 平方メー トル以内</p>	<p>同</p>	<p>20,000円</p>
			<p>床面積の合 計が 100平 方メートル を超え、2 00平方メ ートル以内</p>	<p>同</p>	<p>27,000円</p>
			<p>床面積の合 計が 200平 方メートル を超え、5 00平方メ ートル以内</p>	<p>同</p>	<p>35,000円</p>
			<p>床面積の合 計が 500平 方メートル を超え、1 ,000平方 メートル以内</p>	<p>同</p>	<p>55,000円</p>
			<p>床面積の合 計が 1,000 平方メー トルを超え、 2,000平方 メートル以 内</p>	<p>同</p>	<p>78,000円</p>
			<p>床面積の合 計が 2,000 平方メー トルを超え、 1万平方メ ートル以内</p>	<p>同</p>	<p>214,000円</p>
			<p>床面積の合 計が1万平</p>	<p>同</p>	<p>318,000円</p>

		方メートル を超え、5 万平方メー トル以内			
		床面積の合 計が5万平 方メートル 超	同	538,000円	
314の3 畜舎 建築利 用計画 変更認 定申請 手数料	技術基準等に関する 審査を伴わない 場合又は技術基準 等に適合すると認 められた畜舎建築 利用計画であるこ とを証明する書類 の提出がある場合		1件につ き	7,000円	畜舎等の床面積 の合計は、当該 畜舎等の審査に 係る部分の床面 積の2分の1（ 床面積の増加す る部分にあって は、当該増加す る部分の床面積 ）について算定 する。
	技術 基準 等に 関す る審 査を 伴う 場合	床面積の合 計が30平方 メートル以 内	同	14,000円	
		床面積の合 計が30平方 メートルを 超え、100 平方メー トル以内	同	20,000円	
		床面積の合 計が100平 方メートル を超え、2 00平方メー トル以内	同	27,000円	
		床面積の合 計が200平 方メートル を超え、5 00平方メー トル以内	同	35,000円	
		床面積の合 計が500平 方メートル を超え、1 ,000平方メ ートル以内	同	55,000円	
		床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え、 2,000平方 メートル以 内	同	78,000円	
		床面積の合 計が2,000 平方メー トル以内	同	214,000円	

		ルを超え、 1 万平方メ ートル以内			
		床面積の合 計が 1 万平 方メートル を超え、5 万平方メ ートル以内	同	318,000円	
		床面積の合 計が 5 万平 方メートル 超	同	538,000円	
	314の4 届出 前にお ける畜 舎等の 仮使用 認定申 請手数 料		1 件につ き	120,000円	
	314の5 認定 畜舎等 の譲渡 及び譲 受け認 可申請 手数料		1 件につ き	3,300円	
	314の6 認定 計画実 施法人 の合併 認可申 請手数 料		1 件につ き	3,300円	
	314の7 認定 計画実 施法人 の分割 認可申 請手数 料		1 件につ き	3,300円	
	314の8 畜舎 等の敷 地等と 道路と の関係 の建築 認定申		1 件につ き	33,000円	

[略]					諸手数料				
[略]					[略]				
365の2	[略]				365の2	[略]			
木材	短柱圧縮試験	同	10,845円		木材	短柱圧縮試験	同	25,205円	
利用技	[略]				利用技	[略]			
術セン	壁せん断試験	[略]			術セン	壁せん断試験	[略]		
ター手	実大振動試験	同	20,880円		ター手	[略]			
数料	[略]				数料	[略]			
	小試験体強度試験	[略]				小試験体強度試験	[略]		
	水密・気密試験	同	63,765円			[略]			
	[略]					[略]			
	吸音率測定試験	[略]				吸音率測定試験	[略]		
	化学試験(原子吸 光試験)	同	4,010円			[略]			
	化学試験(フーリ エ試験)	同	3,735円			[略]			
	[略]					[略]			
	表面粗さ測定試験	[略]				表面粗さ測定試験	[略]		
	爆砕試験	同	31,960円			[略]			
	[略]					[略]			
[略]					[略]				
370の2	[略]				370の2	[略]			
					370の3	林業用種苗DNA 分析	1件につ き	5,100円	
					林業 技術セ ンター 手数料				
[略]					[略]				
436 宅		1件につ き	7,000円		436 宅		1件につ き	8,200円	
地建物					地建物				
取引士					取引士				
資格試					資格試				
験手数					験手数				
料					料				
[略]					[略]				
452	[略]				452	[略]			
					452の2	マンションの管理 の適正化の推進に 関する法律第5条 の4に掲げる基準 に適合すると認め られたマンション 管理計画(以下「 事前審査適合マン ション管理計画」 という。)である ことを証明する書 類の提出がある場 合	1件につ き	3,400円	申請に係るマン ションの管理の 適正化の推進に 関する法律施行 規則(平成13年 国土交通省令第 110号)第1条 の2第1項第2 号に規定する長 期修繕計画(以 下「長期修繕計 画」という。) の数が2以上の 場合は、1を超 える申請に係る 長期修繕計画の 数に1,500円を

				乗じて得た額を加える。
	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出がな い場合	同	23,500円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合は 、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に13 ,600円を乗じて 得た額を加える 。
452の3 マン ション 管理計 画認定 更新申 請手 料	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出があ る場合	1件につ き	3,400円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合は 、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に1 ,500円を乗じて 得た額を加える 。
	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出がな い場合	同	23,500円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合は 、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に13 ,600円を乗じて 得た額を加える 。
452の4 マン ション 管理計 画変更 認定申 請手 料		1件につ き	11,800円	変更に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合は 、1を超える変 更に係る長期修 繕計画の数に6 ,800円を乗じて 得た額を加える 。
452の2～ 452の15 [略]				
[略]				
452の5～ 452の18 [略]				
[略]				

別表第3（第3条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
9の2 [略]		
[略]		

別表第3（第3条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
9の2 [略]		
9の3 調理師法第3条の 2第1項の規定に基づく 調理師試験の実施	調理師法第3条の 2第5項	調理師法第3条の2 第2項の規定に基づ き厚生労働大臣が指 定する者
[略]		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。